

大分県報

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定	一
生活保護法等による指定医療機関の廃止	二
生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定	二
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	二
土地改良区の定款変更認可	五
土地改良法による換地処分	五
土地区画整理法による換地処分の届出	五
警察本部訓令	六
大分県警察表彰規程の一部改正	六
大分県警察における情報処理能力検定に関する規程の一部改正	六

告示

大分県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和四年一月二十八日

大分県知事 広瀬 勝貞

医療機関の名称

所在地

指定年月日

すどクリニック	医療法人聖祐会	佐伯市長島町一丁目四番一六号	令三・一二・一
小原歯科医院	医療法人小原歯科医院	由布市挾間町挾間三五番地一	令三・一二・一
大信薬局 安心院中央店	株式会社グッドフェローズ	宇佐市安心院町下毛二二〇九―二	令三・一二・一
大信薬局 安心院本店	株式会社グッドフェローズ	宇佐市安心院町下毛二〇一七―一	令三・一二・一
中川泌尿器科	医療法人中川泌尿器科	日田市上野町泉六〇―一	令四・一・一
宮田内科医院	医療法人宮田内科医院	中津市大字牛神四三二番地	令四・一・一
横井医院	医療法人横井医院	中津市本耶馬溪町落合一〇―一	令四・一・一
下郷診療所	下郷農業協同組合	中津市耶馬溪町大字樋山路一五―五	令四・一・一
まつざきクリニック	医療法人まつざきクリニック	中津市三光白木一二一八番地	令四・一・一
別府中央病院	医療法人博愛会	別府市北的ヶ浜五番一九号	令四・一・一
こうまつ循環器科内科クリニック	医療法人泰晋会	速見郡日出町三八五二番六	令四・一・一
金田耳鼻咽喉科医院	医療法人金田耳鼻咽喉科医院	速見郡日出町三八三四―九	令四・一・一
白杵内科リハビリテーション医院	医療法人仁愛会	白杵市大字市浜六九四番地の一	令四・一・一

令和四年一月二十八日

大分県報（告示）

白杵市医師会立 コスモス病院	一般社団法人白 杵市医師会	白杵市大字戸室字長谷一三二番 一	令 四・一・一七	小野医院	小野 勝之	杵築市山香町野原一七三一一〇	令 三・一二・三一				
桂林病院	医療法人鶴林会	日田市城町二丁目二番六一号	令 四・一・一	<p>大分県告示第三十号</p> <p>生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者(開設者でない施術者)を指定した。</p> <p>令和四年一月二十八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>							
セイノ歯科医院	医療法人元生会	別府市野口元町三一三八	令 四・一・一								
古島眼科	医療法人古島眼科	竹田市大字竹田町四八〇番地	令 四・一・一								
有限会社永松薬局	有限会社永松薬局	杵築市大字南杵築大手内一九四七 の四	令 四・一・一								
有限会社三和薬局	有限会社三和薬局	竹田市大字会々二二三九番地	令 四・一・一								
日出調剤薬局	有限会社坂ノ市 杉原調剤薬局	速見郡日出町三八五二番地九	令 四・一・一								
有限会社萬里薬局	有限会社萬里薬局	白杵市大字白杵六二三番地の二	令 四・一・一								
<p>大分県告示第二十九号</p> <p>生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。</p> <p>令和四年一月二十八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>								<p>大分県告示第三十一号</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。</p> <p>なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。</p> <p>令和四年一月二十八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 申請の概要</p> <p>1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名</p> <p>中津市大字田尻崎十</p>			
すどクリニック	簀戸 聖子	佐伯市長島町一丁目四番一六号	令 三・一一・三〇								
小原歯科医院	小原 正嗣	由布市挾間町挾間三五六番地一	令 三・一一・三〇								
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日								

項目	単位	汚水の値					
		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量
大腸菌群数	個/cm ³	—	—	—	—	—	—
その他参考となるべき事項	雨水排水口	—	—	—	—	—	—

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和四年一月二十八日から同年二月十八日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

大分県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和四年一月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名 所在地

安心院土地改良区

宇佐市

認可年月日

令四・一・一八

大分県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業香々地区堅来工区の換地処分をした。

令和四年一月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第一百三条第三項の規定により、次のとおり大分都市計画事業横尾土地区画整理事業施行者大分市代表者大分市長佐藤樹一郎から換地処分をした旨の届出があった。

令和四年一月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 土地区画整理事業の名称

大分都市計画事業横尾土地区画整理事業

二 換地処分の内容

令和三年九月九日付け指令都第二号で認可した換地計画のとおり

三 換地処分の年月日

令和三年十二月十二日

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第1号

警察本部 警察学校 警察署

大分県警察表彰規程（平成2年大分県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月28日

大分県警察本部長 松田哲也

第10条中「前条第1項の規定による職員の表彰に係る事案又は前条第2項の規定による部外者の表彰に係る事案についての上申」を「前条の規定による上申（次条第2項第3号及び第4号に係るものを除く。）」に、「監察課長及び警務部長」を「警務部長及び監察課長」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

表彰に関する審査を行うため、警察本部に表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第11条中第4項を第6項とし、同条第3項中「事案の審議」を「審査」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

令和四年一月二十八日

大分県報（告示・警察本部訓令）

5 委員会の審査は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第11条第2項中「警務課長、監察課長及び警察学校長」を「警察学校長、警務部総括参事官及び監察課長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 警察功労章（勤務実績）についての功労に係るものに限る。）についての警察庁長官への上申の可否
- (2) 警察庁長官又は九州管区警察局長から授与される賞詞（勤務実績）についての功労に係るものに限る。）についての警察庁長官又は九州管区警察局長への上申の可否
- (3) 第4条第2項第7号に掲げる事項のうち勤務実績についての功労に係る賞詞1級についての表彰の可否及び副賞の金額
- (4) 第9条の規定により上申があった表彰に係る事案のうち本部長が指定するものの表彰の可否及び副賞の金額

附 則

この訓令は、令和4年1月28日から施行する。

大分県警察本部訓令第2号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察における情報処理能力検定に関する規程（平成27年大分県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月28日

大分県警察本部長 松 田 哲 也

第3条を次のように改める。

（合格者の通知）

第3条 能力検定の合格者については、合格者の所属する所属の長に通知するものとする。別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和4年2月1日から施行する。